

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

4

[令和2年]2020

No.312



法華寺



全日本トラック協会会長表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から、トラック運送業の振興に努め業界の発展に寄与した功績により感謝状が授与されました。



吉岡運送(株) 写真右から吉岡興史会長、代表取締役吉岡幹自氏



(有)賀名生運送
代表取締役 井ノ本徹氏



下市合同貨物自動車(株)
代表取締役 櫻本貴大氏

全日本トラック協会会長表彰受賞	巻頭
総務委員会	2
理事会	3
適正化事業実施機関評議委員会	6
適正化実施対策委員会	7
運行管理者試験対策講習会	8
人材確保及び労務管理対策セミナー	9
奈良県警 交通部長来訪	11
運輸労連 中央副執行委員長来訪	12
御所支部、災害時緊急輸送で御所市と協定	13
交通安全啓発物品寄贈式	14
事業用自動車使用に関する要望 ダンプ部会	15
全日本トラック協会青年部会全国大会	16
トラック運送事業は安全が最優先	17

■ 事故対から	事故対からのお知らせ	18
----------------	------------	----

■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2020年1月)	19
----------------	--------------------	----

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	20
-------------------	---------------	----

■ 奈ト協から	4月・5月の行事(予定)表	21
	優良従業員表彰候補者の推薦について	22
	KIT事業の案内	24
	適正化事業・巡回指導報告書	25
	トラックの構造上の特性	26
	事業用自動車事故事例No.56	27

■ 奈良県から	奈良県からのお知らせ	28
----------------	------------	----

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	30
--------------------	----------------	----

	「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞	巻末
--	---------------------	----

第4回総務委員会

日時：令和2年2月19日(水) 午後零時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長、委員7名、役員2名、事務局4名 以上14名

議事

(1) 令和2年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

- ・事業計画書(案)について、公益社団法人の4つの公益目的事業と収益事業等について説明した。
- ・収支予算書(案)について、協会一般会計、奈良県トラック会館会計、運輸事業振興助成交付金会計、奈良・針トラックステーション会計及び収支予算書総括表並びに資金調達及び設備投資の見込みについて説明し、奈良県運輸事業振興助成補助金が昨年度に比べて約270万円減額見込みであるが、新規の助成事業に脳健診受診促進助成金100万円等、会員が必要とする各種助成金は減額としないようにしたことを説明した。
- ・西川議長より、令和2年度事業計画書(案)の策定基調について、実際の経済状況に合

うよう内容を精査、変更するよう指示があった。

- ・廣瀬理事より、脳健診受診促進助成金額について質問があり、中林専務理事より、初年度の利用状況を見て次年度以降助成額を検討すると説明した。

(2) 会費の滞納について

令和2年2月18日現在の会費滞納会員及び令和元年度雑損処理予定について報告した。

(3) その他

松村常務理事より、令和2年4月1日より自転車保険の加入やヘルメットの着用についての奈良県自転車条例が施行されることに伴い啓発用クリアファイルを作成したことを報告した。



第274回 理事会

日時：令和2年2月27日(木) 午後零時30分～
場所：奈良トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 19名 欠席 7名



総会に向けての審議と働き方改革についての教示

冒頭、塚本哲夫会長は「消費税の影響か、県内や他府県の事業者の方と話をすると、昨年の秋口から荷動きが悪くなっているという話を聞く。そこへ、今は世界中コロナウィルスの影響で、製造業から観光業など全産業に影響が出てきている。これ

から長引くと深刻な影響が懸念される。改正貨物自動車運送事業法の目玉である標準運賃の告示が、4月以降にずれ込むかもしれないという話もあり、悪い時期に荷動きの悪い話が出てきた。早くにコロナウィルスが収束し、本来の経済活動ができる

ようになればと思っている。本日は運送事業における働き方改革についてご教示を頂くことになっており、そのあと令和2年度の予算の審議がメインとなっている。よろしくお祈りします」とあいさつしました。

議 事

審議事項は次の通りです

(1) 令和2年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて 事業構成は、事故防止・交通安全対策事業、環境対策事業、災害時緊急輸送対策事業、公益社団法人全日本トラック協会への出捐事業、収益事業等の5つを事業の柱として輸送の安全を最優先課題とし、公共的な使命の達成に全力を傾注していくと説明した。令和2年度事業計画書

(案)、会費の額及び納入方法、令和2年度協会一般会計収支予算書(案)、奈良県トラック会館収支予算書(案)、運輸事業振興助成交付金会計収支予算書(案)、奈良・針トラックステーション会計収支予算書(案)、収支予算書総括表(案)、資金調達及び設備投資の見込みについて ⇒ 承認

(2) 会員の入会(案)について ⇒ 承認

新たに4社入会されました

■ハウス物流サービス㈱
大和郡山市池沢町337

■㈱ヴァンズネットワーク
奈良市北之庄西町1-4-1

■㈱光洋物流
天理市南六条町156の2

■㈱R.Cテクニカル
奈良市東紀寺町2丁目6-15
TKⅡビル3F



報告事項は次の通りです

- (1) 近畿運輸局長表彰（自動車関係功労者）受賞について報告した。
- (2) 奈良マラソン実行委員会から当協会へ感謝状が贈られたと報告した。
- (3) 各委員会報告について
【総務委員会】省略
【環境対策委員会】環境キャンペーン、省エネ運転講習会等を実施したことなどを報告し、令和2年度の方針について説明した。
【災害時緊急対策委員会】奈良県防災総合訓練、関西広域応援訓練などについて報告。災害発生時の対策として救援物資緊急輸送従事者等への空調服や回転式ヘルメットの備蓄と感染対策として非接触型体温計の備蓄を行ったこと、令和2年度の方針について説明した。
- (4) 会費の滞納について報告があった。
- (5) 会員の退会について
太陽企業(株)が退会。
(会員総数486社)
- (6) 令和元年度（公社）全日本トラック協会青年部会全国大会参加について報告があった。
- (7) その他
 - ① 天理支部から支部の総意として天理総合運輸（株）に対する処分軽減の嘆願書を協会へ提出した件について質問があり、塚本会長より「嘆願書は預っているが昨年7月25日の理事会の決議は重い。」と説明。異支部長は「わかりました。」と了解した。
 - ② 協会が主催する一般の方が多く参加するセミナー等の案内には公共交通機関の利用を推進し、最寄り駅から会場までの交通手段、所要時間を記載するよう意見があり、全員一致で賛同した。
 - ③ 令和2年2月26日に御所支部と御所市が災害時の緊急輸送に関する協定を締結したことを報告。
 - ④ 奈良県の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故全国ワーストを打開するため、事故防止対策への取組を強化していること、五條市教育委員会に交通事故防止の為にLEDライトを寄贈したこと、新型コロナウイルス感染症対策について説明した。

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝清水・中・森本（禎）・萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝廣瀬・中西・巽・八木・中谷・辻本・西川（直）・竹長・森本（好）・山口（秀）・川端・山口（滋）

教 示

主な内容は以下の通り

「運送事業の働き方改革」について

講師 奈良働き方改革推進支援センター アドバイザー 安岡香織（社会保険労務士）



▲働き方改革について話す安岡講師

労働環境を守るのは会社にとって大切な使命。自動車運転を業務とする場合は5年の猶予期間があるが、トラック運送事業者であっても事務員や運行管

理者、フォークリフトの作業者などはこの4月からの上限規制が適用される。36協定の書式については変更されている部分があり、注意を要する。月の時間外労働と休日労働の合計が100時間以上にならないこと、またどの2～6か月の平均をとっても1月あたり80時間を超えないようにしないと法令違反となる。労働条件通知書や労働時間の証拠を残しておくことも大切。また年次有給休暇5日付与に関しては管理簿を備えていな

いとイケない。もともと休曜日であるのを有給に振り替えるのは、不利益変更として認められない。労務管理の違反事項で「相互通報制度」により、労働基準監督署と地方運輸局が運送事業者への監督等の結果を相互に通報する制度があり、事業許可取り消しになることもある。事業者の方は真剣に労働時間の把握をお願いしたい。

上限規制—法違反にならないためのチェックポイント

- ① 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働時間数
 - ② 休日労働の回数・時間数
 - ③ 特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）
- が36協定で定めた範囲を超えないこと。
- ④ 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。
→1か月でも100時間以上となれば法違反
 - ⑤ 月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2～6か月の平均をとっても、1月あたり80時間を超えないこと。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
時間外労働	80	60	45	35	35	80
休日労働		20	15	10		
合計	80.0	80.0	60.0	45.0	35.0	80.0

(単位：時間)

算定期間	平均値
2か月平均	57.5 … 8～9月の平均
3か月平均	53.3 … 7～9月の平均
4か月平均	55.0 … 6～9月の平均
5か月平均	60.0 … 5～9月の平均
6か月平均	63.3 … 4～9月の平均

すべての月について、隣接する2～6か月の平均が80時間以内となるよう管理しなければなりません。

例えば、9月については、前月までの実績をもとに2～6か月平均を算出。

✕ 法違反の例

11月	12月	1月	2月	3月
10	85	70	90	10

↑

3か月平均で80時間を超え、法違反

※36協定で定めた範囲内（特別条項で1か月の時間外労働+休日労働の上限を100時間未満の時間（例えば90時間）で定めていた場合）であっても「2～6か月平均80時間以内」に違反

参考資料：厚生労働省パンフレット「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」

第34回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

日時：令和2年3月10日(火) 午前10時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者（敬称略）：

- 〈委員長〉蓮花一己（学識経験者）
- 〈委員〉吉村昭秀（荷主関係者）、森田育浩（マスコミ関係者）、岡波圭子（一般消費者）、浦久保幸浩（労働組合関係者）、巽富美男（貨物自動車運送事業者）
- 〈参考人〉伊藤徳男（近畿運輸局 奈良運輸支局長）
- 〈オガバー〉松尾剛志（近畿運輸局 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官）
- 〈適正化事業実施機関〉塚本哲夫（本部長）、森本禎男（副本部長）
- 〈事務局〉中林専務理事、松村常務理事、森部長、三輪係員



▲蓮花委員長

蓮花一己委員長は「健全な事業の発展のためによりしく願いたい」と述べました。

議事1 令和元年度適正化事業実施機関の活動報告について

(1) 適正化事業の公正・着実な推進

巡回指導は目標220件に対して260件実施。指導率のワーストは「特定の運転者に対する特別な指導」。ワースト2位「健康診断の実施」。苦情処理については事業者及び利用者からのあおり運転や割込みなどの苦情であると説明。

(2) 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力【重点項目】

2019年度Gマークは新規9事業所、更新49事業所で58事業所が認定を受けている。

評議委員から

- ①巡回指導の実施件数が、ここ2年増えているが、体制が変わったのか。➡平成30年度から月の計画を20件から30件に変更し、事業者の都合でキャンセルが出ても対応しやすくなった。
- ②Gマークを取得したところは継続しているが、新規の認定が少ないのはなぜか。➡荷主からGマーク取得を促される

ケースが少ないと推測するが、今後アンケートをとるなどして実態をつかんでいきたい。

- ③奈良県の健康診断の実施率がよくないが、どういう訳か。➡90件指導したなかで全く健康診断を実施していない所が8件。それ以外では実施はしているが、新規採用時や深夜従事者の未実施など認識不足により指導したケースがある。



▲森田育浩氏

▲浦久保幸浩氏



▲岡波圭子氏

▲吉村昭秀氏

議事2 令和2年度奈良県適正化事業実施機関活動指針について

(1) 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 奈良運輸支局との連携による速報制度並びに新規許可事業者に係わる新規巡回指導及び労基特別巡回指導への適切な対応、(2) 働き方改革関連法の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底等。

(2) 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力【重

点項目】

奈良県内の認定取得率が、全国平均を大幅に下回っていることから、増加させることを目指し、実態に応じた対策を推進し、更なる事業の普及・拡大に努めるとした。

(3) 適正化事業指導員に対する研修及び更なる資質の向上【重点項目】



第3回適正化実施対策委員会

日時：令和2年3月17日(火) 午前10時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：森本担当副会長、巽委員長、委員7名、役員2名、事務局3名 以上14名

指導事項

- ①標準的な運賃の告示制度の導入について
- ②運転者職場環境良好度認証制度（ホワイト経営）について
- ③台風等による異常気象時下における輸送の目安の設定について

近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

運輸企画専門官 伊藤弘樹 様



▲伊藤弘樹運輸企画専門官

議 事

(1) 巡回指導等の報告について（期間：平成31年4月1日～令和2年2月29日）

年間目標220件に対し、260件実施。巡回項目では、運転者として採用時の事故歴の把握（運転記録証明書または無事故無違反証明書の取得）と高齢運転者への適齢診断結果に基づく指導教育、定期健康診断の一部未実施の指摘が多いこと等を報告した。

(2) 2019年度安全性優良事業所の認定結果について

新規9事業所、更新49事業所の計58事業所が認定を受け、県内の認定数は171事業所となり、認定取得率は21.6%になった。

Gマークを取得することにより、安全性の高い事業所であると評価されるため、県内の認定取得率アップに向け促進していくことを説明した。

(3) 令和元年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関優良事業所表彰並びに表彰規程の改正について

令和2年2月7日に8事業所が受賞したことを報告。また、表彰は規程により過去に受賞していない事業所としていたが、巡回指導



結果が表彰基準を満たせば何度でも受賞できるように規程を改正した。

(4) 令和2年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関活動指針について

主な内容

- ①働き方改革関連法の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底
- ②巡回指導の指針及び巡回指導マニュアルに基づく巡回指導の徹底
- ③Gマーク認定取得率アップに向けた取り組みの推進 など

(5) その他

運行管理者試験対策、初任運転者特別講習、各種セミナーの実施結果等について報告。



令和元年度 第2回運行管理者試験対策講習会

日 時：令和2年2月8日(土)・2月28日(金) 午前9時～午後5時

場 所：奈良県トラック会館

参加人数：1日目52名 2日目40名

講 師：独立行政法人 自動車事故対策機構 奈良支所 マネージャー 谷上 努氏
チーフ 大塚 誠氏

運行管理者資格取得促進を目的とし、3月1日の試験に向けて、会員事業所の従業員を対象に試験対策講習会を開催しました。

1日目は貨物自動車運送事業法等関係法令、運行管理者の実務上の知識及び能力等について各大問ごとに要点や頻出箇所の傾向の解説、2日目は演習問題及び模擬試験の実施・解説が行われました。

受講者からのアンケートでは、講師の説明が大変分かりやすく勉強になったとの感想が多くありました。

※新型コロナウイルスの集団感染防止のため、第2回運行管理者試験（令和2年3月1日（日））は、中止されました。

令和元年度第1回運行管理者試験対策講習会
受講者の受験状況及び合否結果

分類	出席者数	受験者数	合格者数	合格率
全国		36,530	11,584	31.7%
奈良県全体		292	89	30.5%
講習会受講者(全体)	69	56	17	30.4%
講習会受講者(両日)	31	27	12	44.4%



▲講習会の様子

令和2年度 人材確保及び労務管理対策セミナー

日時：令和2年2月12日(水) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加：16名

働き方改革の取り組みにより、コストアップと人材確保が大きな課題となっている今、いかに人材を確保するか、また、働き方改革に向けた労務管理について学ぶセミナーが開かれました。主な内容は以下の通りです。



「トラック運送事業者のための人材確保対策」について

講師：日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役 小坂真弘氏

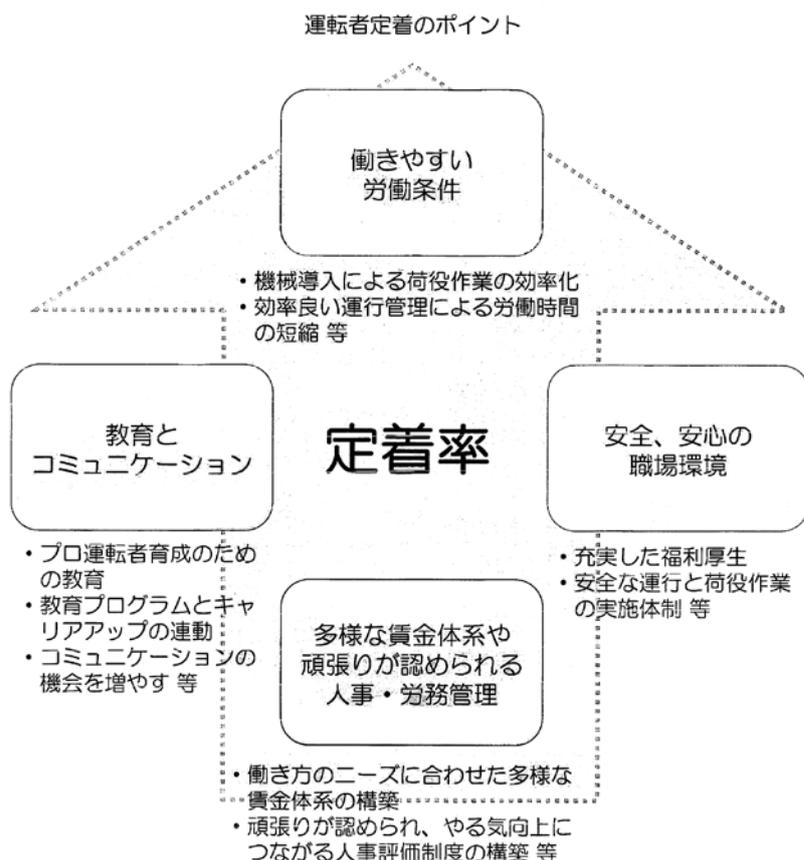


▲小坂真弘氏

働き方改革により、大企業の労働時間が減少し、中小企業にそのしわ寄せがくると考えられ、どうしても運賃アップ、労務制度の改善、時間管理の徹底が必要になってくる。賃金引き上げや人材の奪い合いの中で、重要になってくるのは人の定着。今働いている人が辞めなければ新しい人を補充する必要がない。人材不足に困らない会社は、懇親会や家族ぐるみのイベントなどを通じて人間関係のネットワークを作り、信頼関係を築いている。また、福利厚生を充実させることや、無料の茶菓子・食事等提供などの取り組みが効果をあげている。人が辞めない強固なつながりを作ることが、人材確保に大きく結びつく。必要な人材の採用方法については、ハローワークによる求人より、広告サイトからの応募が多

くなってきている。より多くの応募につなげるためには、求人サイトから各会社のホームページへつなげることや、賃金を他社より少しだけ高めに設定すること、外部業者に発注してスマホサイトを作ることや、その中で業務の1日の流れを見せていくことなども有効。また、書類

審査のみで取得できるホワイト経営の認証をとることもお勧め。女性ドライバーの定着のためには、勤務体系を整え、パワハラ・セクハラ対策に取り組むことが大切。運送業の自助努力だけでは対応できなくなってきているので、荷主対策も必要になってきている。



「働き方改革に向けた労務管理」について

講師：特定社会保険労務士 北潟秀晴氏



▲北潟秀晴氏

過重労働による脳疾患や心疾患が報告される中、中小企業でも4月1日より、時間外労働の上限規制が適用される。セミナーでは、時間外労働の上限規制と36協定の締結に伴う届出の新様式について具体的に説明。時間外労働と休日労働について36協定を締結するには、労働者ごとの毎月の合計時間と直前5ヶ月の実績が必要（始期が10月1日のところでは、2020年の10月1日からが新规定適用になる）。所定労働時間を超えな

い勤務であれば、様式9号のみの提出でいいが、1人でも上限を超えると9号の2を提出する必要がある。（9号の4はドライバー用で5年の猶予がある）。臨時的な特別の事情の欄は、業務上の都合等、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものでは受け付けられないことなど留

意すべき。令和5年4月より、月60時間を超える時間外労働については50%以上の賃金割増が必要になってくる。心の健康づくり助成金やキャリアアップ助成金などの取り組みやすい助成金制度の活用も検討してみるといい。

◆中小企業の月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（猶予廃止）

中小企業に適用が猶予されていた月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（25%→50%）について、平成35年4月より猶予を廃止し、50%以上の割増賃金率の支払いを義務づけ。

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率大企業、
中小企業ともに 50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 〔日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

奈良県警 交通部長来訪

奈良県警察本部交通部長山崎友宏氏が来訪され、協会は事故防止・安全活動の取り組みについて説明しました。



▲写真右から山崎交通部長、金田 実交通部参事官、今村浩三交通規制課長、同課西岡俊和次席

運輸労連 中央副執行委員長来訪

日 : 令和2年3月16日(月)
場所 : 奈良県トラック会館

全日本運輸産業労働組合連合会 世永正伸 中央副執行委員長が来訪されました。



▲写真右から運輸労連 世永正伸 中央副執行委員長、奈良県連合会浦久保幸浩執行委員長、藤野九一書記長

御所支部、災害時緊急輸送で御所市と協定

日時：令和2年2月26日(水) 午前10時～

場所：御所市役所 本館2階 会議室



▲東川 裕市長（左）と森本好美支部長

支部として行政と協定締結

奈良県トラック協会御所支部は御所市との間で、災害発生時に地域で不足する支援物資の緊急輸送を引き受ける協定を結び、2月26日、御所市役所で調印式が行われました。

地震や水害で交通網が寸断されるなどの被害が起きた際、支部会員が自社のトラックなどを動員し、不足する食料や資材な

どの運搬を担当。官民一体で地域の復旧活動に取り組むことが今回の協定の柱となっています。

東川市長と森本支部長が互いの協定書に署名しました。協会支部単独によるこうした協定締結は初めて。調印後のあいさつで東川市長は「奈良県は災害が少ない地域と言われてきたが、

最近、異常気象による豪雨などが増えている。物流面の官民連携態勢を強化し、より安全・安心な社会の実現に尽力する」と強調し、森本支部長は「支部一丸となり緊急物資の迅速な輸送態勢を確立し地域に貢献していきたい」と意気込みを語りました。

令和2年 交通安全啓発物品寄贈式

日時：令和2年3月2日(月) 午後2時～
場所：天理市役所4階



▲右から天理市の藤田俊史副市長、天理支部長の巽富美男氏、同副支部長の吉岡幹自氏

ヨコミエライトを天理市に寄贈

奈良県トラック協会天理支部から天理市に交通安全啓発物品が寄贈されました。トラック協会天理支部の巽支部長が、「夜間における高齢歩行者の交通事故防止のため役立ててほしい」

とあいさつ。交通安全啓発物品としてヨコミエライト1000個を、天理市に寄贈しました。

今回の寄贈は、夕刻、天理市内の横断歩道を渡っていた高齢歩行者の事故を受けて実施。「夕

暮れ時や夜間の注意喚起を呼びかけているタイミングであり、大変ありがたく有効に使わせていただきたい」と、天理市の藤田俊史副市長からお礼のことばがありました。



▲関係者のみなさん（左から天理市くらし文化部防災安全課長・山本年秀氏、吉岡副支部長、巽支部長、藤田副市長、天理市くらし文化部長・城内薫氏、同部防災安全課主幹・直井一生氏）



▲寄贈されたヨコミエライト

公共工事発注に際しての事業用自動車使用に関する要望

奈良県トラック協会 ダンプ部会

日時：令和2年3月17日(火) 午後3時～
場所：奈良県庁 県土マネジメント部 技術管理課

公益社団法人奈良県トラック協会の会員事業者で構成する奈良県トラック協会ダンプ部会（部会長 山口 滋 会員数34事業者）は、奈良県 技術管理課（池田陽一課長）で、公共工事発注に際しての事業用自動車の使用に関する要望をいたしました。



▲写真左から山口部会長、池田課長

令和元年度(公社)全日本トラック協会青年部会全国大会

日時：令和2年2月21日(金) 午後2時～午後6時45分

場所：京王プラザホテル（東京都新宿区）

全日本トラック協会青年部会全国大会が東京で開催され、全国から753名の青年経営者が出席。奈良県からは10名が参加しました。



研修会では、京セラ(株)元取締役執行役員常務、日本航空(株)元専務執行役員を務めた(株)MTG取締役会長大田嘉仁氏が「働く意識を変える－JAL再生から学ぶ経営者のあり方」と題し、稲盛和夫氏とともにJALを再生に導いた経営哲学などについて紹介、経営の結果は、全社員の（考え方）×（熱意）×（能力）という企業における成功方程式によるもので、企業にとっては、生産力や財務力、技術力といった目に見える（能力）よりも、目に見えない文化や社風をつくる（考え方）や（熱意）が大切であり、意識改革を行いヒューマンウェアの向上を目指すことが大切であることを強調した。



トラック運送事業は安全が最優先

有限会社ウエストライン

大和郡山市額田部北町の有限会社ウエストライン(代表取締役 中尾靖氏)は毎月1回、外部の講師を招くなどして安全講習を実施。地域安全マップを活用しての講習では、普段あまり走らない道路の危険箇所などもあらためて確認。同社では全車にドライブレコーダーを装備。大型トレーラーで海上コンテナを南港との間で輸送するため、「交差点での左側のまきこみには特に注意をはらう」とのことです。各ドラ

左折時の まきこみには 特に注意

イバーは乗車前に車を一回りし、異常がないかをチェック、点検ハンマーでタイヤの空気圧やホイールネジの緩みがないかなども確認しています。月初めの点呼時には免許証の提示も求めており、「安全がすべて」と中尾社長。



▲地域安全マップであらためて危険箇所などを確認

事故対からのお知らせ

令和2年度(2020年度) 運行管理者等一般講習・基礎講習のご案内

NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する令和2年度運行管理者等一般講習・基礎講習について下記のとおりご案内します。御社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させていただきます。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させていただきます。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 基礎講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」または基礎講習修了証書で確認してください。

新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただきます(この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。)

開催会場の改修工事の影響で例年と実施時期、実施会場を変更しておりますのでご注意ください。

※例年 10・2月頃に開催していた一般講習(かしはら万葉ホール)が8・9月に変更等されています。

1. 開催日・会場等

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 2年 8月 6日(木)	貨物	かしはら万葉ホール	令和 2年 4月20日
令和 2年 9月 3日(木)	貨物	かしはら万葉ホール	
令和 2年 9月10日(木)	貨物	橋本市民会館 (和歌山県橋本市)	
令和 2年10月22日(木)	貨物	奈良県文化会館	
令和 3年 2月 4日(木)	貨物	奈良県文化会館	

※ 受付時間は、9:10~9:50です。講習時間は、9:50~16:00頃です。

■ 基礎講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 2年 6月17日~19日	貨物	奈良県奈良労働会館 (エルトピア奈良)	令和 2年 4月20日
令和 3年 1月20日~22日	貨物	奈良県文化会館	令和 2年10月 1日

※ 講習時間は、1日目 10:00~16:00頃、2日目 9:30~16:00頃、3日目 9:30~16:00頃です。

※ 旅客の基礎講習を修了されても、貨物の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。同様に貨物の基礎講習を修了されても、旅客の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。

2. 申込開始日

上表にてご確認ください。なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ(「ナスバ」で検索)

<http://www.nasva.go.jp>を開き、「講習のご予約」をクリックして予約してください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

1名様: 一般講習 3,200円、基礎講習 8,900円

5. その他

本講習に関するご連絡は当支所までお願いします。 電話 0742-32-5671

軽油価格調査集計表(2020年1月)

令和2年2月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年1月

単純集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	104.03	98.64	105.01

2020年1月

元売別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	105.37	98.43	106.54
出光	103.00	99.26	103.13
昭和シェル	119.50	98.93	103.25
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	105.00	98.24	110.00
その他	100.80	98.78	103.82

2020年1月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.12	98.82	105.60
30～50キロリットル未満	103.10	97.86	100.25
50～100キロリットル未満		98.91	104.50
100キロリットル以上		98.37	

2020年1月

支払期限別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	109.55	98.51	105.65
30～60日未満	101.50	98.72	104.27
60日以上	99.70		108.85

軽油価格推移表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年9月	103.05	93.11	99.92
2019年10月	99.62	93.36	99.41
2019年11月	103.54	94.79	101.10
2019年12月	105.12	96.94	103.63
2020年1月	104.03	98.64	105.01

※消費税抜きの価格となります。

近畿交通共済からのお知らせ

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

確かな補償と安心をご提供します。

相手方への賠償（対人共済、対物共済）、運転者および搭乗者の補償（搭乗者共済、自損事故共済、無保険車傷害共済）、お車の補償（車両共済、搬送引取費用特約）の商品に加えて、万一事故が起きたとき、「24 時間・365 日事故受付サービスと初期対応」をはじめ、専門スタッフによる事故対応、個別事業所訪問などきめ細かい事故防止サービスなど、貨物運送事業者のニーズやご要望に沿ったサービスを提供します。

車両共済のご契約を おすすめします。

車両共済は、衝突や接触など偶然な事故により、ご契約車両に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。また車両共済は、台風、竜巻、洪水、高潮による損害についても、お支払いの対象となります。

近年、台風や集中豪雨による車両の損害が発生しています。平成 30 年 9 月の台風 21 号で当組合関係でも 240 件近くの車両損害がありました。予期せぬ豪雨・強風などによる車両損害への備えとして、車両共済のセット契約をおすすめいたします。



近畿共済に未加入の方は、組合加入の後ご契約いただけます。加入については、一定の出資金（一口 5 千円）を払込みのうえ加入手続をしていただきます。

ご契約を検討されている方は、下記までお気軽にご連絡ください。当組合スタッフがすぐに掛金のお見積りをいたしますので、現在ご契約されている自動車保険証券等の資料をご用意ください。

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています
近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください
 ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

トラック協会・陸災防奈良県支部

4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
17	金	12:30～	第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
23	木	12:00～	第1回総務委員会	奈良県トラック会館
27	月	12:00～	第275回理事会	奈良県トラック会館

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
13	水	13:30～	2020年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク)」説明会	奈良県トラック会館
17	日		奈良県防災総合訓練	大和川河川敷
27	水	13:00～	奈ト協 第47回定時総会/陸災防奈良県支部 第58回通常総会	THE KASHIHARA



優良従業員表彰候補者の推薦について

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会 長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

優良従業員表彰候補者の推薦について

5月27日(水)開催予定の当協会の定時総会(於THE KASHIHARA(ザ樫原))において、会員事業者の優良従業員を会長名で表彰致したく、別紙推薦書にてFAX(番号0743-23-1212)で推薦頂きますようお願い申し上げます。

記

- 1 被表彰者の種類
 - (1) 運転者
 - (2) 一般従業員
- 2 推薦基準 ((1)～(3)の全てに該当する従業員)
 - (1) 成績優秀で他の従業員の模範となる者
 - (2) 同一事業者に5年以上勤務する者(基準日は総会の日)
 - (3) 過去にこの表彰を受けていない者
- 3 推薦締切日

令和2年4月15日(水)

(本件担当:山村)

紙 別

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会会長 殿

住 所

会 員 名

代 表 者 名

印

優良従業員表彰候補者推薦書

標記について下記の者を被表彰候補者として推薦いたします。

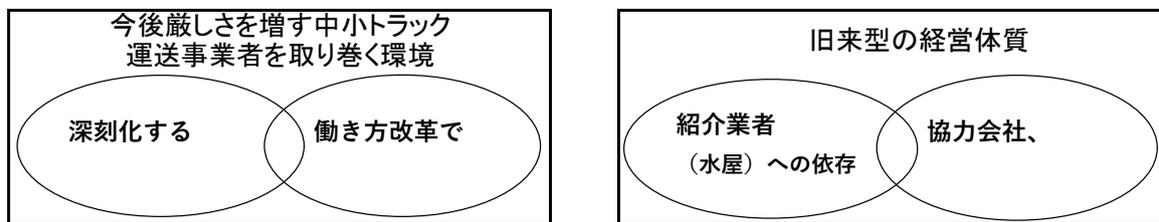
記

氏 名	ふりがな
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生
職 名 ○印を付けて下さい	運転者 一般従業員
勤 続 年 数	年 月
(推薦理由)	

K I T 事業のご案内

Kyodo Information of Transport
 K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K・I・T

品質と信頼で未来につなぐ
 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・明確な運賃
- ・回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・配車業務のシステム化
- ・配車担当者のスキル向上
- ・書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・帰り荷確保(実車率アップ)
- ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

*運賃の集金は組合精算ですので安心です。

*運賃の支払いは45日サイトです。

*軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃<実例>

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	1月	2月
軽油	105円	99円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2020年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

2019年度実施状況		
実施目標件数	実施件数	実施率
220件	260件	118.2%

2020年2月実施状況			
計画件数	実施件数	実施率	巡回延出動台(日)数
22件	14件	63.6%	9台

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	14	1	7.1%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	14	1	7.1%
	3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	14	1	7.1%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	14	1	7.1%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	14	1	7.1%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	12	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	14	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	14	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	3	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	1	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	14	1	7.1%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	14	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	11	1	9.1%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	14	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	14	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	14	4	28.6%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	14	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	14	3	21.4%
	6. 過積載による運送を行っていないか。☆	14	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	14	0	0.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	14	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆	11	1	9.1%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	3	1	33.3%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	14	2	14.3%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	11	4	36.4%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	11	3	27.3%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	14	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	14	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	14	2	14.3%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	14	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	14	3	21.4%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	6	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	14	0	0.0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	14	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	14	2	14.3%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	14	2	14.3%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	14	3	21.4%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	14	4	28.6%
指導件数合計		475	41	8.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	4(1)件	5件	2件	1件	件	件	12(1)件
新規参入	件	件	1(1)件	件	件	件	1(1)件
新規(他)	件	件	1(1)件	件	件	件	1(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	4(1)件	5件	4(2)件	1件	件	件	14(3)件

※()は会員外の件数です

トラックの構造上の特性

4 死角と運転

② バン型は後方が死角となる

◆バック時はいったん下車して安全確認

バン型のトラックは後方がほとんど死角になります。そのため、バック時に事故が起こりやすくなります。

バックするときはいったん下車して後方の安全を確認するか、もしくは誘導してもらう必要があります。



◆バックアイカメラを過信しない

バックアイカメラは後方の状況を映し出すため、死角を大きく減少させる効果があり、広く普及しています。

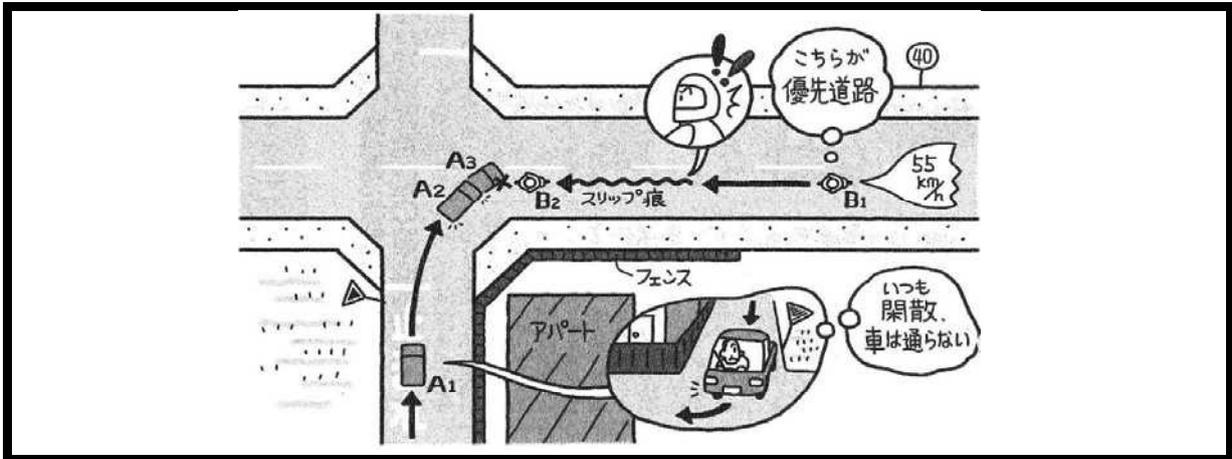
しかし、バックアイカメラにも限界がありますから、決して過信せず、慎重にバックする必要があります。



事業用自動車事故事例 No.56

軽貨物車と自動二輪車の交差点での出会い頭事故

■事故の概況



事故類型：出会い頭

発生日時：平日 午前11時頃

当事者A：軽貨物車 60歳代 男性

当事者B：自動二輪車 20歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、幅員約5.2mの往復1車線道路を走行し、一時停止標識で規制されている信号機のない十字路交差点に近づきました。

Aはこの交差点を毎日のように通っており、いつも交通が閑散なことから一時停止をしないで、交差道路の見通しの良い左方のみ安全を確認して右折を開始しました。その直後交差点右方から進行してきたB車を発見しましたが、回避できずに衝突しました。

一方Bは、往復2車線の道路（規制速度40km）を時速約55kmで交差点方向に直進していました。Bは、事前に交差点には気づいていましたが、自車側が優先道路であることから、もし交差車両がいたとしても相手の方が当然停止するだろうと、時速約55kmのまま直進しました。Bから見て交差点左方はアパートの建物・フェンスなどで見通しが悪く、そこから飛び出してきたA車に気がついた時にはすでに衝突は避けられませんでした。

この事故で、B車はA車の右側ドア付近に衝突し、その後転倒しました。

■ 事故から学ぶ

この事故の主な原因は、Aの交差点での右方の安全不確認です。Aはさらに一時停止も怠っており、標識の存在を知っていながら無視していました。交差点の右方は見通しが悪かったにもかかわらず、いつも通行車両がほとんどないことから、安易に交差車両はないだろうと、判断をして、注意・確認を怠ってしまいました。

また、Bについても見通しの良くない交差点を通過する場合、優先側であっても交差道路から自動車や自転車が飛び出してこないかどうか徐行したうえ、安全を確認して進行する必要があります。

優先道路を通行する際にも交差点の状況には常に注意を払って防衛運転に心がけましょう。

奈良県からのお知らせ

春の交通安全県民運動
奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～ 大和の交通マナーを高めよう ～

運動期間 令和2年4月6日(月)～4月15日(水)

県内統一デー

- 4月6日(月) 子供を始めとする歩行者の安全の確保推進デー
4月7日(火) 飲酒運転の根絶推進デー
4月9日(木) 高齢運転者等の安全運転の励行デー
4月10日(金) 交通事故ゼロを目指す日(全国一斉)
4月14日(火) 自転車の安全利用の推進デー

運動の重点

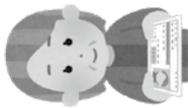
1 子供を始めとする歩行者の安全の確保

- (1) 歩行者の交通ルールの遵守
○信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
○道路への飛び出しや車両の直前直後の横断はやめましょう。
(2) 歩行者の安全確保
○幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。
○高齢者は自らの身体機能の変化を自覚しましょう。
○暗い時間帯に外出する時は、反射材・小型ライト等を活用しましょう。



2 高齢運転者等の安全運転の励行

- (1) 運転者の交通ルールの遵守
○横断歩道手前での減速、横断歩道での歩行者の優先を守りましょう。
○運転中にスマートフォン等を使用することは危険です。絶対に使用しないようにしましょう。
(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
○後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
(3) 高齢運転者の交通事故防止
○自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
○運転に不安を感じている場合には交通安全相談窓口にご相談し、運転免許の自返納も検討しましょう。
(4) 危険運転の防止
○歩行者や他の車への思いやりをもった運転を心がけ、あおり運転などの危険な行為は絶対にやめましょう



3 自転車の安全利用の推進

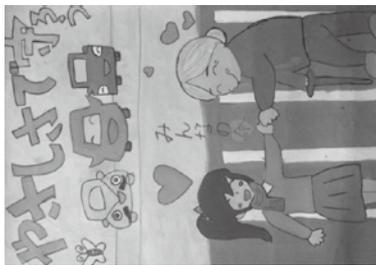
- (1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底
○自転車安全利用五則を守り、通行ルールに従いましょう。
○傘、イヤホン、スマートフォン等を使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。
(2) 自転車の安全利用のために
○幼児・児童のヘルメット着用を徹底しましょう。
○高齢者、中学・高校生もヘルメットを着用しましょう。
○幼児を幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用させましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点で番号通りと一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

4 飲酒運転の根絶(奈良県重点)

- (1) 運転者の方は
○「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に乗らない」を徹底しましょう。自転車の飲酒運転も違反です。
(2) 家庭・学校・地域・職場等では
○飲酒運転の悪質性や危険性、責任の重大さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進しましょう。
○飲食店は運転者への酒類提供禁止を徹底しましょう。毎月1日は「飲酒運転根絶の推進強化デー」です
○ハンドルキーパー運動を促進しましょう。



小学生の部 金賞
御所市立大正小学校6年(当時)
秋山 ふあさんの作品



中学生の部 金賞
大淀町立大淀中学校3年(当時)
竹中 優菜さんの作品

《 主 唱 》 奈良県・奈良県交通安全対策協議会

知事からのメッセージ

奈良県知事の荒井正吾です。
 4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます。自転車に乗る時は、安全で適正な利用に努めてください。交通事故を無くすため、歩行者は信号に従って横断歩道を渡り、自動車のドライバーは、横断する人を見つけたら横断者優先を心掛け、必ず停止しましょう。
 また、本県の交通事故死者数の64%を65歳以上の高齢者が占めており、高齢ドライバーが関与する事故への防止対策は、県の重要課題の1つです。セーフティ・サポートカーSの利用なども検討してください。運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われた方は、一度最寄りの警察署に相談してみよう。的確なアドバイスがもらえると思います。
 県民こそぞって大和の交通マナーを高めましょう。



奈良県知事
 荒井正吾

セーフティ・サポートカーS（サブカーS）

「セーフティ・サポートカーS（サブカーS）」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。このような先進安全技術は交通事故防止・事故被害軽減に役立ちます。是非ご利用をご検討ください。

衝突被害軽減ブレーキ	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	先進ライト
ぶつからない技術 危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。	飛び出さない技術 駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ。	ヘッドライト自動切り替え技術 ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの周囲発見に貢献。
車線逸脱警報	はみ出さない技術 車線を検知してはみ出しを警報。	

運転中のスマホ等利用に対する罰則強化（令和元年12月1日の道交法改正）

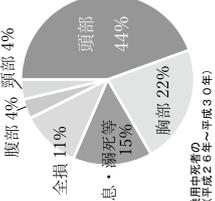
走行中に携帯電話等を使用したり、画面を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると重大な事故にもつながり大変危険です。運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、絶対にやめましょう。

運転中のスマホ使用	携帯電話の使用等（保持）	さらに事故を起こした
<ul style="list-style-type: none"> ●罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 ●反則金 大型車2万5千円 普通車1万8千円 二輪車1万5千円 原付車1万2千円 ●点数 3点 	<ul style="list-style-type: none"> ●罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 ●反則金 反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に。 ●点数 6点（免許停止） 	

奈良県自転車条例

○奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。4月1日より「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務に、高齢者は自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務となっています。

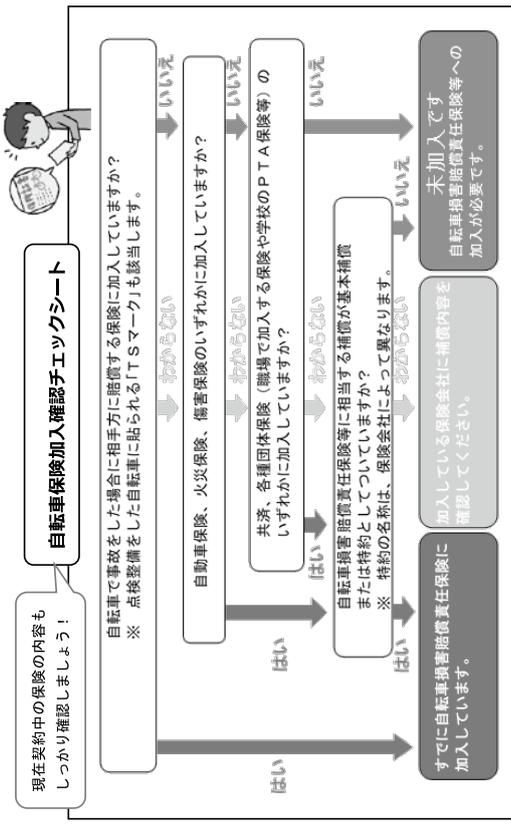
乗車用ヘルメットの着用



○65歳以上の高齢者は自転車利用時にヘルメット着用を努力しなければなりません。
 ○自転車事故により亡くなる方の多くは頭部損傷が原因となっています。事故被害の軽減にはヘルメットが有効です。

自転車保険への加入

○自転車の所有者等は事故被害者救済のため「自転車損害賠償責任保険等」に加入しなければなりません。



奈良県自転車条例総合窓口 ☎0742-27-7013（平日9:00~17:00）
 自転車条例ホームページ <http://www.pref.nara.jp/53824.htm>

奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。
 無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。
 場所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
 （☎：0742-27-8731）
 相談日 月・火・木・金曜日（祝日・年末年始除く）
 8:30~16:45
 ※定期巡回相談（県内4市町）も実施しています。

啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。
 詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで。
 （☎：0742-27-8730）



奈良県警察本部からのお知らせ

1 令和2年の県内交通事故発生状況

3月15日現在

区分	令和2年	令和元年	増減数	備考
総件数	7,480 件	7,865 件	-385 件	1日に約 100 件
人身事故件数	599 件	715 件	-116 件	1日に 8 件
	死者数 5 人	9 人	-4 人	約15日に 1 人
	負傷者数 731 人	844 人	-113 人	1日に約 10 人
物損事故件数	6,881 件	7,150 件	-269 件	1日に約 92 件

(データは概数)

2 自動運転への正しい理解と交通事故防止

令和2年4月1日の改正道路交通法の施行に伴い、自動運転車の公道での走行が可能となります。しかし、自動運転車の機能にも限界があります。機能を正しく理解し適切に使用しましょう。

- 自動運転・安全運転支援システムなどの先進技術は、交通事故を完全に防ぐものではありません。
- 自動運転車などを安全に使用方法や留意点は、警察庁ウェブサイトで詳しく紹介されているので、ぜひご覧ください。



警察庁 自動運転

検索



普及が見込まれる自動運転車や運転支援車について正確な知識がありますか?これらの車を運転するあなたはもちろん、運転しないあなたも、正しく理解し、知っておくことで、自動運転車や運転支援車はより安全・安心な乗り物になります。裏面にてあなたの認識が正しいかを確認して、事故を未然に防ぎましょう!

警察庁 自動運転

自動運転中もあなたは安全に運転する義務を負います!!

道路交通法に自動運転に関する規定が新設されました(令和2年5月までに施行)

- ◆自動運転中の事故でも運転者が免責されるとは限りません。
- ◆自動運転車ごとに使用の条件(走行する場所や速度など)が定められており、その条件を外れた場合にはあなたが確実に運転操作を引き継ぎなければなりません。

一般ドライバーの方へ 自動運転中の運転者は、前方・周囲を見ていないためにアイコンタクトができないことがあります。

運転支援機能は自動運転ではありません!!

運転支援機能の過信・誤用による事故が発生しています

- ◆衝突被害軽減ブレーキや定速走行・車間距離制御(ACC)などの運転支援機能を使用中も、あなたは絶えず前方・周囲の状況を確認し、状況に応じブレーキやハンドルなどの操作を行わなければなりません。
- ◆運転支援機能は、状況によって前方障害物を回避できないなど限界があります。

自動運転機能も運転支援機能も、ディーラーなどの説明をよく聞き、マニュアルをよく読み、使用方法や機能の限界をよく理解して使用しなければなりません。

全日本トラック協会「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から事業経営改善向上、交通事故防止等運動期間中の功績により表彰状が授与されました



富士運輸(株) 写真右から久松秀雄 執行役員 安全統括部部长、石谷泰人 取締役 安全担当



原口運輸商事(株) 前田大作氏
代理受領 代表取締役 原口美咲子氏



王寺貨物運輸(株) 大東好美氏

トラック奈良 2020年4月 第312号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

**荷役5大災害の防止対策
を徹底しましょう！**

- ①荷台等からの墜落・転落
- ②荷台等での荷崩れ
- ③フォークリフト使用時
- ④トラックの無人暴走
- ⑤トラック後退時